

令和8年3月24日（火）
秋田県循環器病対策推進協議会

資料2

第2期秋田県循環器病対策推進計画 （令和6年度～11年度） の中間見直し等について

令和8年3月

秋田県健康福祉部医務薬事課

中間見直しの位置づけ

- 医療法において、都道府県の医療計画は、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは変更する旨が定められている。

→秋田県の医療計画である秋田県医療保健福祉計画（令和6年度～11年度）は、令和8年度が3年目に当たり、必要な見直しを行う。

→同計画中の「脳卒中」と「心筋梗塞等の心血管疾患」の部分は、循環器病対策推進協議会・部会において検討を行う。

- 秋田県医療保健福祉計画には、秋田県循環器病対策推進計画（令和6年度～11年度）と同一の内容があることから、循環器病対策推進計画も併せて見直しを行うこととする。

※ 法的には、都道府県の循環器病対策推進計画については、6年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには変更するよう努めなければならない旨が定められているのみで、医療計画のように3年ごとの検討は必須ではない。

○医療法

第三十条の六

都道府県は、**3年ごと**に第三十条の四第二項第六号、第十号の二及び第十一号に掲げる事項並びに次の各号に掲げる事項のうち同項第六号、第十号の二及び第十一号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項に関するもの（次項において「特定事項」という。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の**医療計画**を変更するものとする。

○健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法

第十一条

4 都道府県は、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況の変化、循環器病に関する研究の進展等を勘案し、並びに当該都道府県における循環器病対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも**6年ごと**に、**都道府県循環器病対策推進計画**に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

中間見直しの基本的な考え方

- 令和8年度以降策定する地域医療構想は、令和9年度以降は医療計画の上位計画となるため、医療計画は地域医療構想の実行計画へと位置づけが変わる。
- こうしたことから、今回の秋田県医療保健福祉計画の中間見直しでは大きな改定は行わず、早急な見直しを要する箇所についてのみ追加・変更を行う。
- 循環器病対策推進計画の中間見直しについても同様に、項立てなど骨組みは現行のままとし、現計画の策定当時（令和5年度）と比較して早急な見直しを要する箇所のみ追加・変更等と、掲載されている指標やデータ等の更新を行うこととしたい。
- 国の動向としては、令和8年度には、国の第2期循環器病対策基本計画の中間評価が行われる。（夏頃にとりまとめ、8年度中に報告書を公表予定）

→国の基本計画の中間評価の結果、都道府県の計画に反映すべき変更などがあれば追加・変更。

スケジュール案

	R8. 3月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12月	R9. 1月	2月	3月	4 月	
(県) 医療 計画	R7年度 第2回 医療 審議会	第1回 医療 計画 部会					医療計画 見直し案 とり まとめ					委員改選 第1回医療 審議会・ 部会委員 選任	第2回 医療 計画 部会	パブリック コメント	第2回 医療 審議会
各検討会による見直し案の検討															
(県) 循環器 計画	R7年度 循環器病 対策推進 協議会	委員 改選	見直し案の検討・とりまとめ (協議会・各部会 2回ずつ程度を想定) ※医療計画の「脳卒中」「心筋梗塞等の心血 管疾患」分野の検討も合わせて行う												第3回 循環器病 対策推進 協議会
パブリック コメント															
(国) 循環器 計画	夏頃 中間評価の とりまとめ予定					R8年度内に 報告書公表									